項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	消費者庁、食品安全
	ア 食品安全に関する関係府省庁等の連		委員会、厚生労働
	携の推進		省、農林水産省、環
			境省

〇 関係府省庁等の取組

関係府省庁等間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を開催するとともに、緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応する。

(令和2年度2~3年度実績)

「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等を定期的に開催し、関係府省庁間の連携強化及び情報共有に努めた。

KPI -

今後の取組予定

[KPI]

- ①関係府省連絡会議の開催数
- ②関係府省連絡会議幹事会の開催数
- ③リスクコミュニケーション担当者会議の開催数
- ④食品リスク情報関係府省担当者会議の開催数

(目標)

- ・関係府省連絡会議を始め各種会議を必要に応じ適切なタイミングで開催する。
- ・緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図 り、迅速かつ適切に対応する。

(進捗)

- ①令和3年度12月末時点:0回(令和2年度:2回(令和元年度:2回)
- ②②令和3年度12月末時点:31回(令和2年度:47回(令和元年度:41回)
- ③③令和3年度12月末時点:17回(令和2年度:26回(令和元年度:20回)
- ① 4 今和 3 年度 12 月末時点: 9回(令和 2 年度: 10回(令和元年度: 12回)

【今後の取組予定】

〇 関係府省庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化す
<u>4年度</u>	る。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化す
以降	る。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	食品安全委員会
	イ リスク評価機関としての機能強化		

〇 食品安全委員会の取組

食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。

(令和2年度2~3年度実績)

新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>委員、専門委員又は事務局職員がウェブ会議システムを利用して以下の会議等に参加し、各国の機関又は専門家との情報・意見交換等を行った。</u>

- · FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議
- ・欧州食品安全機関 (EFSA) <u>が主催する専門家会合及びアレルゲン性評価に関す</u> るオンラインワークショップ
 - ·第36回経済開発協力機構(OECD)農薬作業部会
 - ・2021年食品安全に関する国際食品保全学会
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所機関 (BfR) が主催する勉強会を含め、予定されていた多くの国際会議等が来年以降に延期となったが、一部、ウェブ会議システムを利用することにより開催された第 89 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議等の国際会議等に参加した。サマーアカデミー
 - ・生命科学における動物実験代替法に関する国際会議
 - ・第11回生命科学における動物実験代替法に関する国際会議
 - ・レギュラトリーサイエンスに関する国際会議 (GSRS) 2021

また、ウェブ会議システムを利用コーデックス委員会の各部会に参加して、国際的な食品安全の動向を把握するともに、協力覚書を締結している欧州食品安全機関 (EFSA) やフランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) と担当者間の情報及び意見交換会を開催した。

KPI -

今後の取組予 定

[KPI]

- ①英文電子ジャーナル Food Safety 発行回数
- ②食品健康影響評価報告書の概要及び評価指針等の英仮訳の HP 掲載件数

(目標)

- ・国際的にも調和した的確な食品健康影響評価の迅速な実施に向けて、海外のリスク評価機関等との情報交換及び意見交換を実施し連携強化に努める
- ・食品安全委員会が行う食品健康影響評価が国内のみならず諸外国に対しても貢献 できるよう、積極的に海外に向けた情報発信を行う

①4回

(進捗)

①令和2年度:4回 <u>令和3年度:3回</u> ②令和2年度:53件 令和3年度:20件

【今後の取組予定】

○ 食品安全委員会の取組

年度	取組内容
令和3年度	・ウェブ会議システムやメール等を利用し、海外リスク評価機関
4年度	と情報交換及び意見交換を実施する
	・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情
	報発信する (年4回)
	・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する
	(英語版 IP の充実)
	・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する
令和4年度	・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交
<u>5年度</u>	換を継続的に実施する
	・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情
	報発信を行うとともに(年4回)、掲載記事の蓄積及び普及活
令和5年度	動により認知度向上に取り組む
令和6年度	・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する
	(英語版 IP の充実)
	・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する
令和7年度	・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交
以降	換を継続的に実施する
	・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情
	報発信を行うとともに(年4回)、掲載記事の蓄積及び普及活
	動により認知度向上に取り組む
	・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する

	(英語版 HP の充実)	
	・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する	

項目名 ④ 食品の安全性の確保 担当省庁 厚生労働省、農林水 ウ 食品安全に関するリスク管理 産省

施策概要

厚生労働省、農林水産省の取組

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を引き続き行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。

平成30年に、HACCP に沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が成立したことを受け、施行に向けた取組を進める。なお、食品の自主回収情報についてはし、令和3年6月1日に完全施行した。引き続き、改正内容の周知等を行うとともに、「食品衛生申請等システム」を構築し、情報を一元化し公表することとしているの活用促進を行う。また、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号。)に基づき、中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う。

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品関係事業者主催の研修会等を通じて、企業行動規範や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進するとともに、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き~5つの基本原則~」を普及・啓発する。

(令和2年度2~3年度実績)

①食品衛生法に基づく食品等の規格基準等については、令和2年度においては、食品添加物の新規指定件数が7件(令和3年3月末時点)、食品中の農薬等の残留基準の設定件数が54件(令和3年3月末時点)となった。

また、食品衛生法施行規則に基づき報告された食中毒事件発生件数については、令和2年においては、887件(令和3年3月22日時点)となった。

②令和2年度及び令和3年度の食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、1955件(予定)の実態調査等を実施した。また、低減対策等をまとめた指針の作成・SNS等による発信を21本、更新を4本実施した。

また、「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き~5つの基本原則 ~」について、研修会等を通じて食品関係事業者に対し、本取組の必要性について、 普及啓発に努めた。また、アンケート調査(令和3年度2,149件)、研修会等によって、自主企業行動計画規範等の策定の実態を啓発把握するとともに実態策定を把

握した。(予定)

KPI -

[KPI]

今後の取組予定

- ①食品添加物の新規指定件数
- ②食品中の農薬等の残留基準の設定件数
- ③大規模食中毒事件発生件数— (平成 28 年度から令和2年度までの平均:2件以下)

(進捗)

- ①令和2年度(3月末時点):7件
- ②令和2年度(3月末時点):54件
 - ③令和2年2年度(3月22日末時点): 887件3件

(定義)

- ①食品添加物の新規指定件数の定義:食品衛生法第12条の規定に基づき、人の健康 を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を 聴いて定めた添加物の件数
- ②残留農薬基準の設定件数の定義:食品衛生法第13条の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準に食品中の農薬等に関する残留基準を定めた件数
- ③<u>大規模</u>食中毒事件発生件数の定義:食品衛生法施行規則第75条77条の規定に基 づき、都道府
- 県知事、保健所を設置基づく、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する 市の市長又は特別区の区長が厚生労働大臣に報告を行むそれがある食中毒発生 件数
- った報告書の数

【今後の取組予定】

〇 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和 3年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視
<u>4年度</u>	指導の実施
令和4年度	・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行(特別の注
令和5年度	意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、
令和6年度	営業許可制度の見直し等)
	※令和 2年6月1日及び令和 3年6月1日に <u>順次完全</u> 施行
令和7年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視
以降	指導の実施

〇 農林水産省の取組		
年度	取組内容	
令和3年度	・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリ	
<u>4年度</u>	ストについて」の見直し(令和3年度のみ)	
令和4年度	・「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタ	
令和5年度	リング中期計画」(令和4年度~8年度)の策定(令和3年度	
令和6年度	03)	
	・国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態	
	調査や低減対策の検討等の実施	
	※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策	
	の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。	
令和7年度	・国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態	
以降	調査や低減対策の検討等の実施	
	※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策	
	の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。	
	・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質	
	のリスト」の更新(令和7年度予定)	
	・「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モ	
	ニタリング中期計画」(令和8年度~12年度)の策定(令和	
	7年度予定)	
	・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物の	
	リスト」の更新(令和8年度予定)	
	・「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタ	
	リング中期計画」(令和9年度~13年度)の策定(令和8年度	
	予定)	

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	消費者庁、食品安全
	エ 食品の安全性に関するリスクコミュ		委員会、厚生労働
	ニケーションの推進		省、農林水産省、環
			境省、関係府省庁等

〇 関係府省庁等の取組

国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省庁等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。

具体的には、関係府省庁等の共催又は府省庁等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。

また、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。

今後とも、消費者庁が関係府省庁等の協力を得ながら、食の食品安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。

(令和2年度2~3年度実績)

関係府省庁と<u>が</u>連携した食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの取組についてとして、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から対面方式の意見交換会の開催に代えて、オンライン講義のシステムを活用し11月~12月に滋賀県及び東京都で大学生を対象にしたものを実施したほか、3月に一般消費者を対象にした「食品に関するリスクコミュニケーションをオンラインで開催している。加えて、「一緒に未来を考える~食品中の放射性物質~」」を、令和3年10月から12月に滋賀県、福岡県及び(P:確認中)東京都で大学生を対象にオンライン講義のシステムを活用して開催するとともに、一般消費者を対象に11月及び令和4年3月にオンラインで開催した。

また、令和3年11月に東京都で開催された親子参加型イベントに出展し、小学生とその保護者等を対象に食中毒予防及び食品中の放射性物質に関する動画と学習プログラム体験型のセミナーを作成し、12月にウェブサイト上で公開実施した。このセミナーの内容はオンラインでも配信された。

また、消費者庁では食の安全に関する注意喚起を2件実施したほか、Twitter による情報発信を行った。

消費者庁では、令和3年度には、食品中の放射性物質について、福島県を始めとした地方公共団体等と連携し、全国各地で意見交換会等を●回(集計中)開催するとともに、食品・水道水の検査結果や、出荷制限等の範囲等のウェブサイトでの発信、放射性物質の基礎知識や食品等の安全を説明する冊子「食品と放射能 Q&A」(令

和3年7月に第15版を公表)及び「食品と放射能Q&A ミニ」(令和3年7月に第7版を公表)、訪日外国人向けとして「食品と放射能Q&A ミニ」第7版の英語、中国語、韓国語の翻訳版の作成・公表等を行った。

加えて、地方公共団体等と連携し、輸入食品や健康食品等のテーマについて意見 交換会を実施したほか、報道発表や地方公共団体への情報提供、リコール情報サイ トや消費者庁 Twitter、Facebook 等への投稿を通じて、消費者へ情報提供や注意喚 起を行った。

農林水産省では、ホームページに加えて、テーマによっては、SNS や動画も活用しながら、のベ75 件○件(確定後追記)の情報発信を行い、食品の安全性向上に向けた取組を促した。

厚生労働省では政府広報やTwitterを活用し、食中毒予防のポイント等の情報発信を行うとともに、食中毒予防や食品安全性確保の取組に関するリーフレット等の啓発資材を作成し、厚生労働省ウェブサイト上で公表するなど、積極的な情報提供を行った。

KPI・ 今後の取組予 定

[KPI]

意見交換会等における参加者アンケートにおける参加者の理解度

(目標)

意見交換会等における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度について 80%以上を維持することを目指す。

(進捗)

<u>令和3年度:調査中(</u>令和2年度:93.7%(令和元年度:91.4%))

(定義)

アンケートでの「分かった」と「どちらかといえば分かった」という回答数をアンケート回収数で除したもの。各回の平均値。

【今後の取組予定】

〇 関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和3年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実
<u>4年度</u>	施
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

令和7年度以降	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実 施

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	消費者庁、関係府省
	オ 食品中の放射性物質に関する消費者		庁等
	理解の増進		

〇 消費者庁、関係府省庁等の取組

関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する 消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。

このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により消費者意識を把握するとともに、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能 Q&A」などによる情報提供を行う。

(令和2年度2~3年度実績)

関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会等を開催(7962回: うち、オンラインによる開催は3713回)<u>(令和3年12月末現在)</u>。また、風評被害に関する消費者意識に関する調査を実施し、調査結果を243月 (P)(確認中)に公表した。 さらに、647月に改訂した「食品と放射能 2484 を 210,000 部、「食品と放射能 2484 ミニ」を 24015,000 部 (令和3年12月末現在)作成しそれぞれ配布した。

KPI •

今後の取組予 定

[KPI]

「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産 品の購入をためらう人の割合

(目標)

「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産 品の購入をためらう人の割合の漸減を目指す。

(進捗)

<u>令和3年度:第15回調查:調查中(</u>令和2年度:第14回調查:8.1%(令和元年度:第13回調查:10.7%)

(定義)

「風評被害に関する消費者意識の実態調査」で放射性物質を理由に購入をためらう 産地に福島県と回答した人を回答者数で除したもの。

【今後の取組予定】

〇 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和3年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、消費者意
<u>4年度</u>	識の実態を踏まえ、状況に応じた取組を実施
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、消費者意
以降	識の実態を踏まえ、状況に応じた取組を実施

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	厚生労働省、外務省
	カ 輸入食品の安全性の確保		

〇 厚生労働省の取組

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、 輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導 の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制 の充実を図る。

- ・輸出国対策:二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策:年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性 が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強 化する。
- ・国内流通時対策:国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。

(令和2年度2~3年度実績)

令和2年度3年度輸入食品監視指導計画に基づき、監視指導を実施している。また、 前年度の状況を監視指導結果として8月に公表した。

〇 外務省の取組

在外公館の「<u>日本企業支援担当官(</u>食の安全」産業担当官等)等による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働きかけ等に備えた人脈構築・強化及び連絡体制の整備・維持を行う。

(令和2年度2~3年度実績)

駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等に努めた。

KPI -

今後の取組予定

[KPI]

輸入食品モニタリング検査目標達成率

(目標)

輸入食品のモニタリング検査の達成率100%を目指す。

(進捗)

<u>令和3年度:集計中(</u>令和2年度:集計中(令和元年度:101102%)

(定義)

モニタリング検査実施件数をモニタリング検査計画件数で除したもの。モニタリング検査計画件数は、年度ごとに輸入食品監視指導計画に基づき設定。

(目標)

我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外 公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。 また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。

【今後の取組予定】

〇 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和3年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時(水際)、国内
<u>4年度</u>	流通時の三3段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確
令和4年度	保などによる輸入食品監視体制の充実
令和5年度	※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食
令和6年度	品監視指導計画を策定
令和7年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時(水際)、国内
以降	流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保
	などによる輸入食品監視体制の充実
	※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食
	品監視指導計画を策定

〇 外務省の取組

年度	取組内容	
令和3年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機	
4年度	関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・	
令和4年度	国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係	
令和5年度	省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。	
令和6年度		
令和7年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機	
以降	関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・	
	国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係	
	省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。	

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	農林水産省
	キ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進		
	※SDGs 関連: 関連目標3、4、6、7、8、12 及		
	び 15		

〇 農林水産省の取組

GAPとは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。

(令和2年度2~3年度実績)

- ・国際水準 GAP ガイドライン (試行版) の策定 (令和2年12月)
- ・国際水準GAPガイドラインの策定(年度内を予定)
- ・都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインの内容修得のための研修会の開催
- ・都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援
- ・人材育成のための、農業教育機関における GAP 認証取得の支援
- ・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準 GAP の取組の支援
- ・GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Good な農業!GAP-info」に掲載

KPI•

今後の取組予 定

[KPI]

国内の産地における国際水準の GAP 実施

(目標)

令和12年度末までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施 ※令和12年度末までに、240,000経営体が国際水準のGAPを実施

(進捗)

令和2年度:最新情報は特になし(集計中)17,388 経営体 <u>(定義)</u>

都道府県による指導等を受け国際水準 GAP を実施する農業者数を集計

【今後の取組予定】

〇 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和 3年度	・都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインの内容修
4年度	得のための研修会の開催
令和4年度	・都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援
令和5年度	・人材育成のための、農業教育機関、環境負荷低減に取り組む団
	体における GAP 認証取得の支援
DATE TO	・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地にお
	ける国際水準 GAP の取組の支援
	・GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パート
	ナー」として、GAP 情報発信サイト「Good な農業!GAP-info」
	に掲載
	・国際水準 GAP に取り組んで生産された農産物を購入すること
	が、SDG s に貢献できる取組であることの情報発信を実施
令和7年度	・持続可能性な農業構造の実現を図る観点から、団体認証の取得
以降	推進、農業教育機関や輸出に取り組む農業者等への支援など、
	国際水準 GAP の取組の拡大に向けた取組を支援
	・消費者の GAP 認知度の向上を図るため、「Good な農業!GAP-
	info」等による情報発信を実施

項目名④ 食品の安全性の確保担当省庁農林水産省、国税ク 食品のトレーサビリティの推進庁、消費者庁

施策概要

農林水産省、国税庁、消費者庁の取組

①米トレーサビリティの推進

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律 第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米穀等の取引等に係る 記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実 施し、その結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記 録の作成・保存の適正化を図る。

②牛トレーサビリティの推進

BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進する。

③飲食料品のトレーサビリティの推進

令和2年度において、生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方策を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。

令和3年度において、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、食品製造業の産業構造において大宗を占める中小規模の食品事業者において食品トレーサビリティ等に取り組む際のポイントを解説するテキストとその紹介動画を作成し、これを用いて食品関連事業者等への普及啓発を実施する。

※基礎トレーサビリティ:入出荷記録の作成・保存

内部トレーサビリティ:入荷 (原料) ロットと製造ロットの対応づけ

(令和2年度2~3年度実績)

関係省庁においては、関係機関と連携し、被疑情報に基づき調査を実施。

- ①米及び米加工品(酒類を除く。)に関する取引記録の作成・保存の適正実施率の調査を通して、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を推進し、令和2年度上半期の集計値として適正実施率は99.4%であった。また、酒類に関する取引記録の作成・保存の適正化を推進し、令和2年度3年度の集計値として適正実施率は99.46%であった(令和3年9月末時点)。
- ②小売店等から購入した牛肉のDNA分析を行い、生産から流通・消費の各段階におけるおける個体識別番号が正確に伝達されているのかを検証した。令和2年度における小売店から購入した牛肉のDNA分析の結果の不一致率は2.8%であった。
- ③<u>令和2年度において、</u>食品関連事業者等に対して、フードチェーンを通じた具体的な取組モデルを策定し提供するとともに、食品のトレーサビリティを推進する動画を作成し配信した(令和3年1月公開)。

令和3年度において、食品関連事業者等に対して、食品トレーサビリティ等に取

り組む際のポイントを解説するテキストを作成し提供するとともに、本テキストを紹介する動画を作成し配信した(令和4年2月公開)(予定)。

KPI -

[KPI]

今後の取組予定

- ①ア)米及び米加工品(酒類を除く。)に関する取引記録の作成・保存の適正実施率
 - イ) 酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率
- ②小売店等から購入した牛肉のDNA分析の結果、不一致率
- ③ア)生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の組織率
 - イ)流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存 (内部トレーサビリティ)の取組率

(目標)

- ①ア)米穀事業者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づき厳正に措置する。
 - イ)米穀事業者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づき厳正に措置する。
- ②特定牛肉の販売事業者等に対する確認調査を実施し、調査結果に基づき厳正に措置する。
 - ③ ア)常に100%を目指すべき目標として注視しつつ、適切に対処する。
 - イ) 常に100%を目指すべき目標として注視しつつ、適切に対処する。

(進捗)

- ①ア) 令和元年度:99.7%
- ②令和元年度:1 イ) 令和3年度:99.6%
- ②令和2年度:2.8%
- ③ア) 令和2年度:89.3%
 - イ) 令和2年度:45.1%

(定義)

③農林水産省統計部: 令和2年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 生産者等の食品トレーサビリティに関する意識・意向調査結果による。

【今後の取組予定】

○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組

年度	取組内容	
令和 3年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認す	
4年度	るため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に	
	基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】	
	・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に	
	対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農	
	林水産省】	
	・食品衛生法の一部改正により、HACCP に沿った衛生管理及び食	
	品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたこと	

	に合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り
	組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開
	催し、新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発
	に取り組む。【農林水産省】・食品トレーサビリティの普及推進
	活動を引き続き行うとともに、食品関連事業者に対して具体
	的な取組モデルの作成及び提供を行う。【農林水産省】
令和 4年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認す
<u>5年度</u>	るため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に
	基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】
	・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に
令和5年度	対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農
令和6年度	林水産省】
	・ 新たな推進方策に基づく<u>食品</u>トレーサビリティの普及推進
	活動を
	引き続き行う。【農林水産省】
令和7年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認す
以降	るため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に
	基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】
	・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に
	対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農
	林水産省】
	・ 新たな推進方策に基づく<u>食品</u>トレーサビリティの普及推進
	活動を
	引き続き行う。【農林水産省】

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	警察庁
	ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽		
	装表示事犯の取締りの推進		

〇 警察庁の取組

関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯 や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。

(令和2年度2~3年度実績)

食品表示連絡会議等を通じて関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民 の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進した。

KPI •

[KPI]

今後の取組予定

該当する事犯に対する取締り状況

- ①食品衛生関係事犯
- ②食品の産地等偽装表示事犯

(目標)

関係機関と連携し、状況に応じ適切に対処していく。

(進捗)

- ①令和3年:●事件(確認中)、檢挙人員 ●人(確認中)(令和2年:10事件、 檢挙人員15人(令和元年:19事件、檢挙人員22人))
- —② ②令和3年: ●事件(確認中)、検挙人員 ●人(確認中)(令和2年: 4事件、 検挙人員13人(令和元年:11事件、検挙人員14人)

【今後の取組予定】

○ 警察庁の取組

年度	取組内容
令和3年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺
4年度	るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を 揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締
	Ŋ

項目名	④ 食品の安全性の確保	担当省庁	警察庁
	コ 流通食品への毒物混入事件への対処		

〇 警察庁の取組

流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、 責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的 に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。

(令和2年度2~3年度実績)

警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図った。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際は、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、令和2年度中3年度中、流通食品への毒物混入事件の発生はなかった。【P】(確認中)

KPI・ 今後の取組予定

[KPI]

関係行政機関との情報交換状況

(目標)

関係行政機関との情報交換状況を踏まえつつ、状況に応じて適切に対処していく。 (進捗)

令和2年度3年度:発生した流通食品への毒物混入事件はない。【P】(確認中)

【今後の取組予定】

○ 警察庁の取組

年度	取組内容	
令和3年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な	
4年度	捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防	
令和4年度	止	
令和5年度		
令和6年度		
令和7年度以降	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な 捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防 止	